

一般社団法人日本血栓止血学会 学術集会運営規程

平成 22 年 3 月 27 日制定

平成 23 年 5 月 14 日改定

平成 24 年 1 月 7 日改定

平成 24 年 6 月 7 日改訂

(目 的)

第 1 条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第 31 条に基づき年次学術集会（以下、「学術集会」という）の開催及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催期日)

第 2 条 学術集会は、原則として毎年 4 月～6 月に 1 回開催する。

(参加会費)

第 3 条 学術集会参加に際しては参加会費を徴収するものとし、参加会費の金額については学術集会毎に別途定める。

(会長の選定)

第 4 条 定款施行細則第 20 条及び 21 条により会長の選定は次の通りとする。

- (1) 会長は 2 名以上の代議員の推薦に基づき、代議員の中から理事会で選任する。
- (2) 学会は、当該大会開催の 4 年前に告示し、3 年前に選任する。

(会長の任期)

第 5 条 会長の任期は前学術集会終了の翌日から、その会長の主催する学術集会終了の日までとする。

(学術集会企画)

第 6 条 学術集会会長は日本血栓止血学会学術集会企画委員会と次の事項を協議し、理事会に報告する。

- (1) 学術集会の企画及びテーマ
- (2) プログラム
- (3) 一般演題募集に関すること
- (4) 特別講演、教育講演等の講演者、座長の選定
- (5) 他学会との合同シンポジウム

(6) その他、学術集会に関すること（市民公開講座等）

（承認事項）

- 第7条 学術集会会長は、当該学術集会開催年の3月末までに、収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 学術集会会長は、当該学術集会終了後に学術集会事業報告書及び収支決算書を作成し、本会監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

（学術集会の会計）

- 第8条 学術集会の収支については、部門会計とし学術集会特別会計を設けて処理する。
- 2 収支余剰金は、本会一般会計に繰り入れるものとする。

（規則の変更）

- 第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

（事務局）

- 第10条 本会事務局は学術集会の運営に必要な諸事務を行う。

付 則

1. この規程は、平成23年5月15日より施行する。